

請願工事（承認工事）

「道路法24条工事」 手引き（案）

国土交通省 仙台河川国道事務所
鳴子国道維持出張所
管理第一係

TEL 0229-84-7575
FAX 0229-84-6879

道路法 24 条 承認工事の取扱いについて（案）

I. 承認基準

1. 車両乗り入れ部の設置

(1) 車両乗り入れ部の定義

ここで「車両乗り入れ部」というのは、車両が道路に隣接する民地等に入出するため、縁石等の一部に対して切下げ又は切り開き等の処理を行う箇所をいい、従前の「承認工事の取扱いについて（平成 7 年 3 月 13 日付け建東道政第 112 号及び建東道管第 12 号東北地方建設局長通知）」における、従前の承認基準で言うところの「通路」と同じ意味である。

「歩道の一般的構造に関する基準等について」（平成 17 年 2 月 3 日付け国都街第 60 号及び国道企第 102 号国土交通省 都市・地域整備局長及び道路局長通達（以下「道路局長通達」という。）との整合を取るために定義する。

(2) 車両乗り入れ部の箇所等

- 1) 車両乗り入れ部は、原則として対象施設について 1 箇所とし、出入り口を 分離する必要のある施設等特別の事情のある場合及び特に大型の貨物自動車 の入出りする場合は、2 か所まで承認することが出来る。
- 2) 車両乗り入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設け るものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④、⑥及び⑧は適用しないことができるものとする。
 - ① 横断歩道（自転車横断帯を含む）及び前後 5m 以内の部分。なお、当該箇所 に停止線がある場合は、当該停止線から 5m 以内の部分。
 - ② トンネル洞門等の前後 50m 以内の部分。
 - ③ バス停留所、路面電車の停留所の中。ただし停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各 10m 以内の部分。
 - ④ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分。
 - ⑤ 交差点（総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう。停止線を含む）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分。ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - ⑥ バス停留所の部分。
 - ⑦ 橋の部分
 - ⑧ 防護柵及び駒止めの設置されている部分。
 - ⑨ 信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。
- 3) ただし書きの場合（②から④、⑥、及び⑧の適用を除外する場合は、必要に応じてあらかじめ警察署の意見を聴取すること。

(3) 車両乗入れ部の構造

1) 構造に関する共通事項

① 歩車道境界線の段差

車両乗入れ部における歩車道境界線の段差は5 cmとする。

② 平坦部の確保

歩道面には原則として1m以上の平坦部を連続して設けるものとする。

また、当該平坦部には道路標識その他の路上施設又は電柱その他の占用物件はやむを得ない場合を除き原則として設けない。

なお、歩道幅員が十分確保できる場合には、車いす利用者の円滑なすれ違いを考慮して、2m以上の平坦部を確保するよう努めるものとする。

③ 車両乗入れ部以外への車両進入の防止等の措置

車両乗入れ部から、車両乗入れ部以外の歩道や民地への車両進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じ駒止め、車止めブロック等の施設により交通安全対策を講ずるものとする。

また、民地から車両乗入れ部以外の歩道に車両の進入が可能な場合は、車両の進入を防止する措置を講じ、歩行者の安全確保に配慮すること。

④ 排水対策

歩行者の快適な通行や沿道の土地利用への影響を考慮して、雨水等の適切な排水を十分考慮した対策を行うものとする。

2) 分類、形状、及び舗装構成

① 分類

申請目的により通行可能性のある自動車の種別を判断し、以下の分類とする。

(b) 第1種通路

大型トラック、トレーラー、普通乗用車等（トラック含む）の出入りする、ガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場、及び倉庫の通路または、現実にそれらの車両が出入りしている通路があるところ。

(b) 第2種通路

普通自動車等（トラック含む）の出入りする通路または、現実にそれらの車両が出入りしている通路があるところで第1種通路以外のところ。

(c) 第3種通路

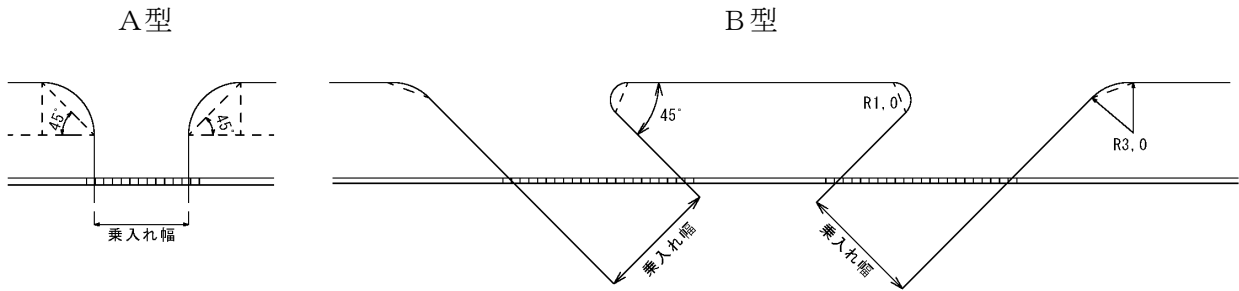
小型自動車程度のみが出入りする通路または、現実にそれらの車両が出入りしている通路。

※ 出入りする車両のうち最大のものから判断することとし、自動車の種別は、道路構造令第4条第2項の分類による。

② 形状

図1に示すA型通路及びB型通路の2種類を標準とし、特殊な箇所については別途考慮する。

図-1 車両乗入れの形状



③ 幅員

分類及び形状により表-1に定める幅員を標準とする。

表-1 車両乗入れ部の幅員（最大値）

分類	利用形態	幅 (m)	
		A型	B型
第1種通路	普通自動車のうち、長さが概ね8m以上の車両が出入りする通路	12.0	8.0
第2種通路	普通自動車が出入りする通路で1種通路以外のもの	8.0	7.0
第3種通路	小型自動車のみが出入りする第1種及び第2種通路以外のもの	4.0	—

(注)

- ・ 取付け方法については、図-1を標準とし、特殊な箇所については別途考慮することが出来る。
- ・ 通路の幅は表-1に規定する乗入幅とし、A型、B型いずれも進入方向に直角方向の長さとする。
- ・ 出入りする車種最大のものを適用する。
- ・ 利用形態で記載する車両はいずれも単車を基本としている。したがって、トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所では、当該車両の軌跡図によって物理的に出入りが不可能であれば別途協議することが出来る。
- ・ 通路の幅はいずれも最大値であって申請者の都合、あるいは、道路管理上支障がある場合は、表-1の値より縮小することが出来る。
- ・ 一方通行、中央分離帯設置区間及び同設置計画のある区間で、通路を2か所設ける場合は、原則としてB型とする。

④舗装構成

舗装厚、構成等は表 - 2 によるものとする。

通路の舗装については、本線の舗装にかかわらず、アスファルト舗装を原則とする。

◎本線舗装は別途打合せのうえ定める。

表 - 2 車両乗入れ部の舗装構成

舗装種類	構造	第1種通路	第2種通路	第3種通路	備考
アスファルト舗装	表層細粒度アスコン (13) ③	5 cm	5 cm	5 cm	
	基層粗粒度アスコン (20)	10 cm	5 cm		
	下層路盤 (RC-40)	30 cm	25 cm	25 cm	
コンクリート舗装	コンクリート 2 1 ⑧ ($\sigma 28=21\text{N/m}^2$)	25 cm	20 cm	15 cm	
	下層路盤 (RC-40)	25 cm	20 cm	10 cm	
特殊舗装	インターロッキングブロック	8 cm	8 cm	8 cm	
	コンクリート ①	17 cm	12 cm	7 cm	
	クラッシャーラン (RC-40~0 mm)	25 cm	20 cm	10 cm	

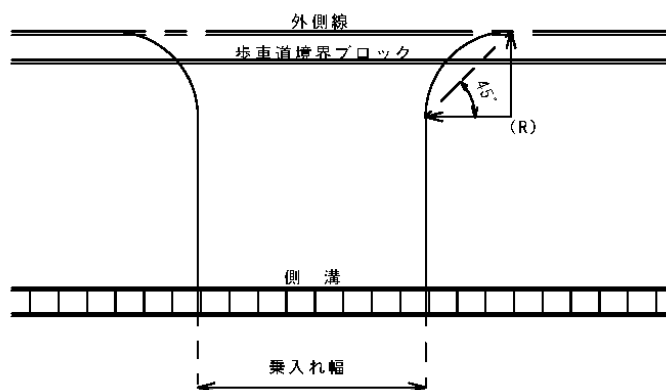
- ・通路の種類は、表-1による
- ・アスファルト合材、クラッシャーランは再生材を原則とする
- ・構造欄中の丸数字は共通仕様書の規格を示す。

- ※1 舗装厚は、出入りする車種の最大のものを用いる。
- ※2 コンクリート舗装の場合、コンクリート舗装要綱によるものとし、生コンクリートの呼び強度（設計基準強度） $\sigma 28=210\text{Kg/cm}^2$ 以上とする。
- ※3 アスファルト舗装の場合は、アスファルト舗装要綱によるものとする。
- ※4 インターロッキング等特殊舗装の場合は特殊舗装とコンクリートを合算した数値が表-2のコンクリート厚になることを基本とする。
ただし、3種通路についてはアスファルト舗装要綱に準ずるものとする。
- ※5 路床土は、良質土を用いることとする。
- ※6 路盤材は粒調砕石又はクラッシャーランを用いるものとする。
- ※7 申請者の都合により乗入れ幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。
- ※8 表-2は、申請者自ら施工する場合であり、道路管理者の工事との同時施工により道路管理者が施工する場合の舗装の種別については別途考慮できるものとする。

3) すみ切り

車両乗入れ部のすみ切りは、次に掲げる図の直線（点線）又は曲線で施工できるものとする。

すみ切り 参考図

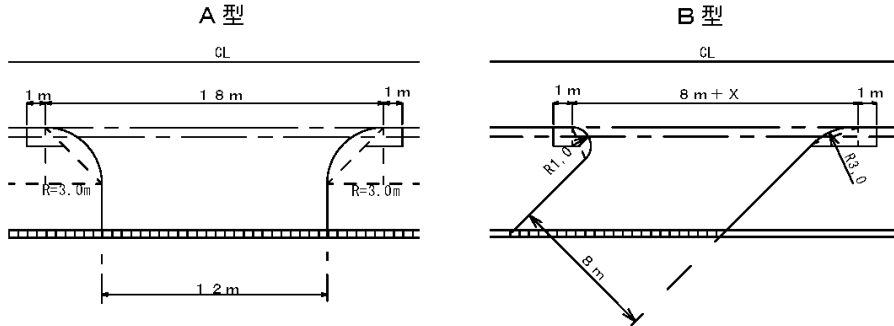


分類	すみ切り半径 (R)
第1種通路	3.0m
第2種通路	2.0m
第3種通路	1.5m

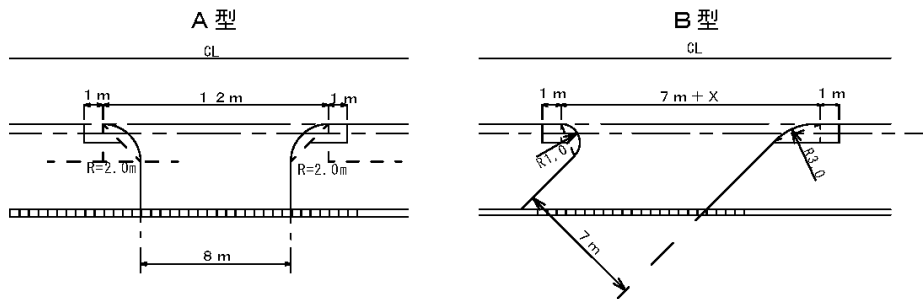
※1 すみ切りは、車道乗入れ幅側端と車道外側線に接する、各通路の分類による半径（R）の円弧、又は45°の直線とする。

※2 車道端から官民境界線まで、上記の長さを確保できない場合は、官民境界線から当該長さによって半径を決定するか、若しくは45°ですりつけるものとする。

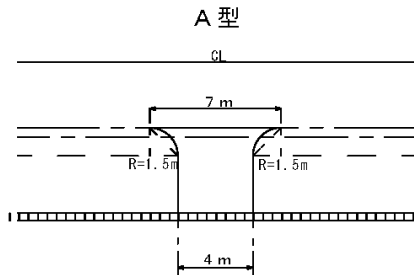
(イ) 第1種通路



(ロ) 第2種通路



(ハ) 第3種通路



4) 縦断勾配

車両乗入れ部の縦断勾配は、路肩から下記区間において±2.5%以内とする。

- ① 第1種通路 10m
- ② 第2種通路 5m
- ③ 第3種通路 3m

5) 視 距

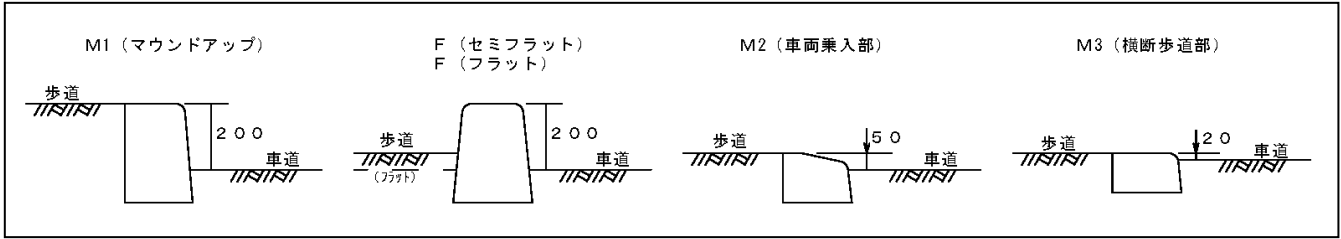
車両乗入れ部における見通し距離は、国道に出るため一旦停止し、国道の交差状況を確認する位置において、道路構造令でいう視距が確保できること。

6) 歩道形式ごとの車両乗入れ部の設置

車両乗入れ部における縁石構造は参考図-1のとおり。

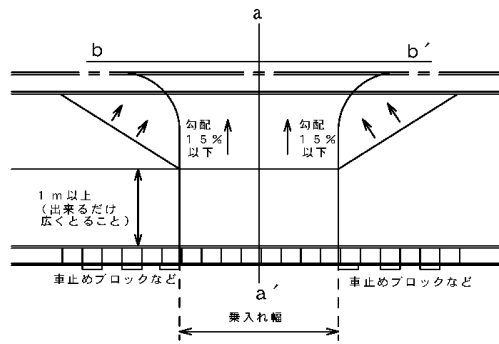
また、歩道形式ごとの、車両乗入れ部の設置は参考図-2を標準とする。

・縁石部構造
参考図-1



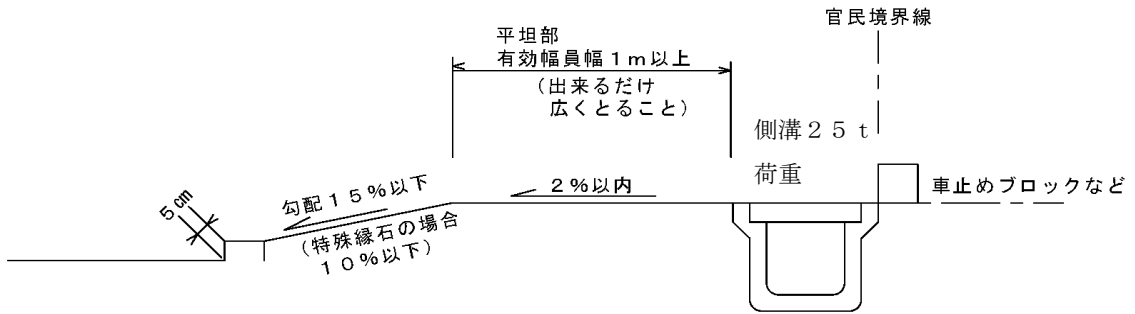
参考図-2

(イ) マウンドアップ構造の歩道にA型の通路を設置する場合

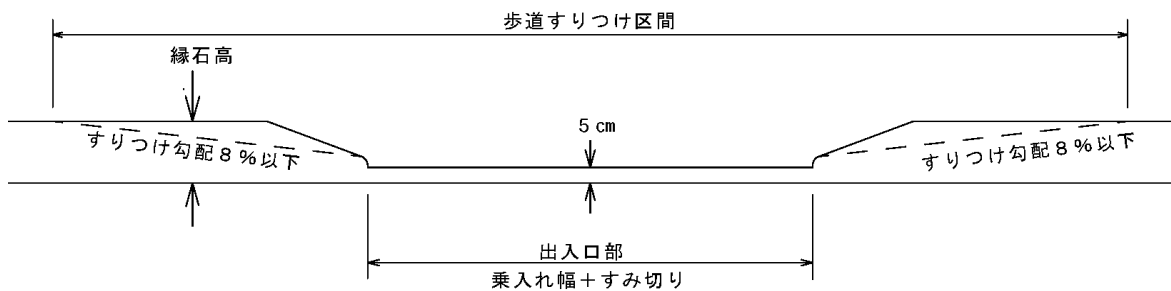


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止めの設置を省略できる。

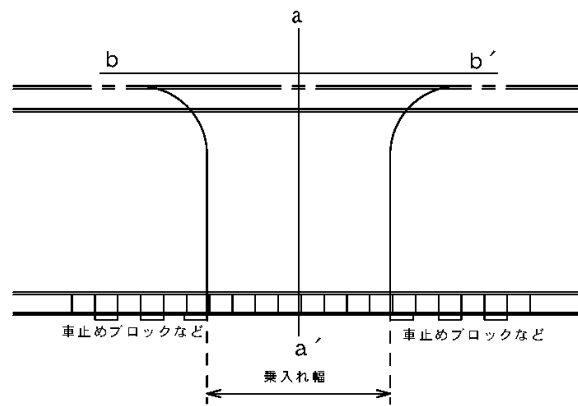
a - a' 断面



b - b' 断面

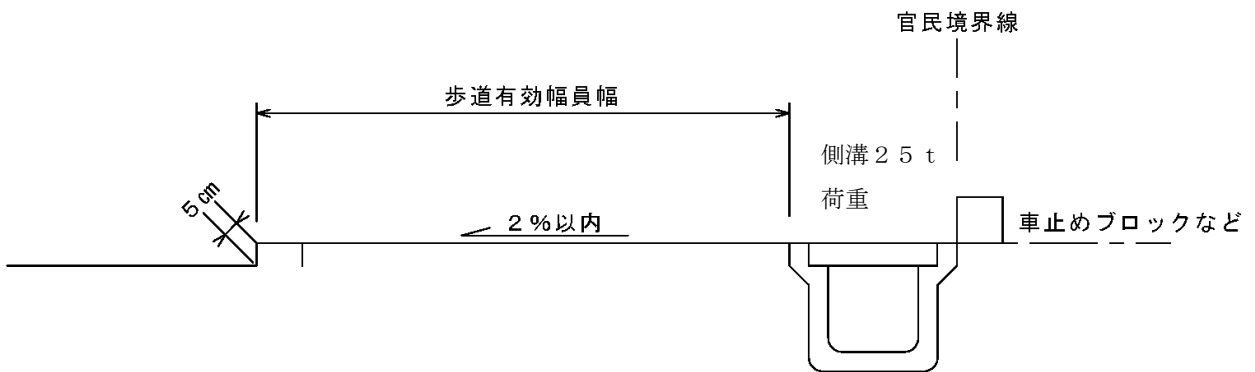


(ロ) セミフラット構造の歩道にA型の通路を設置する場合

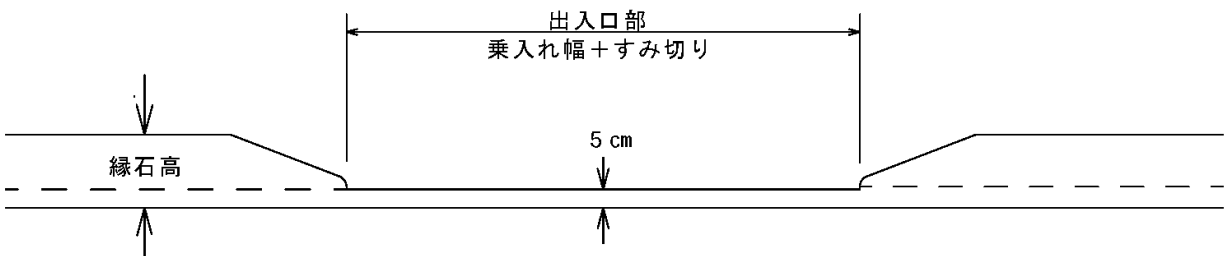


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止めの設置を省略できる。

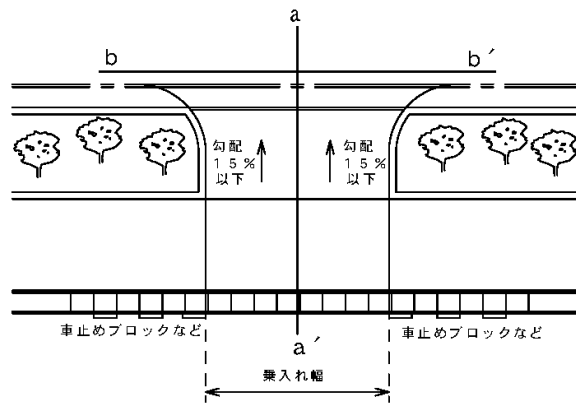
a - a' 断面



b - b' 断面

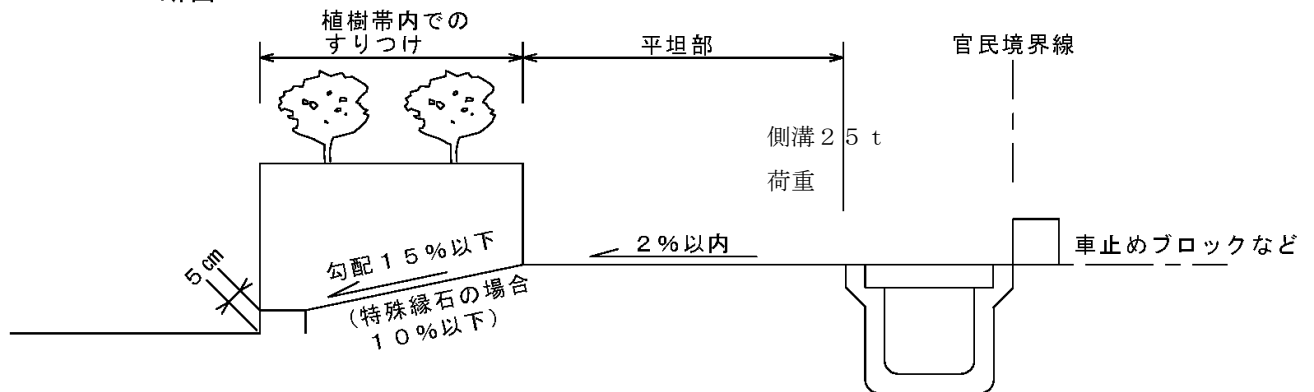


- (ハ) マウンドアップ構造の歩道で、車道側に植樹帯などがある場合
植樹帯の幅員内で、すりつけ行う。それによりがたい場合は (イ) による。

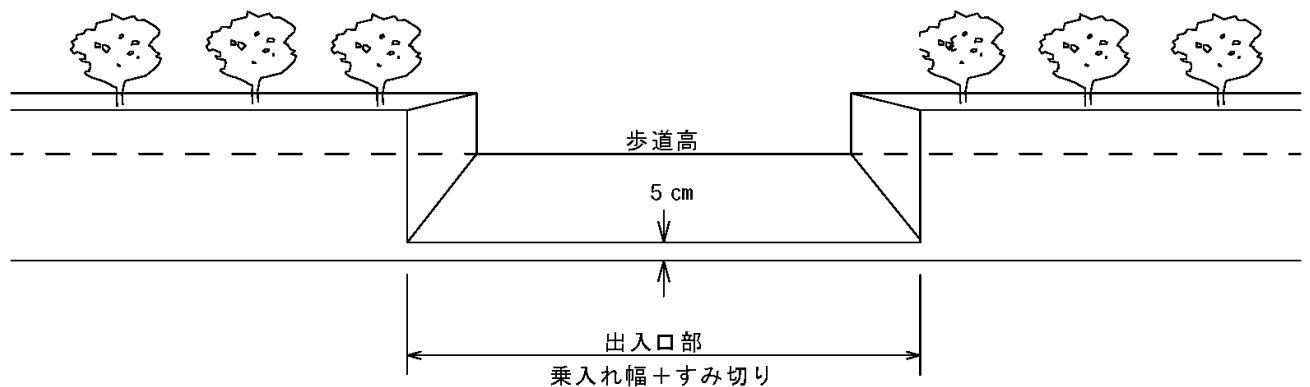


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止めの設置を省略できる。

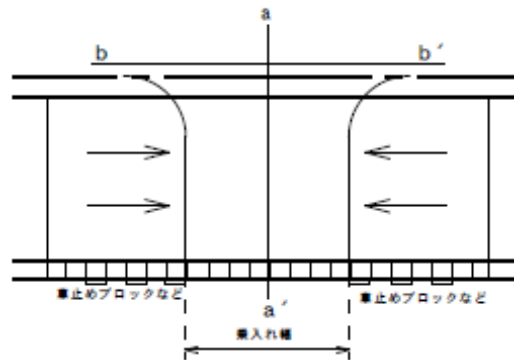
a - a' 断面



b - b' 断面

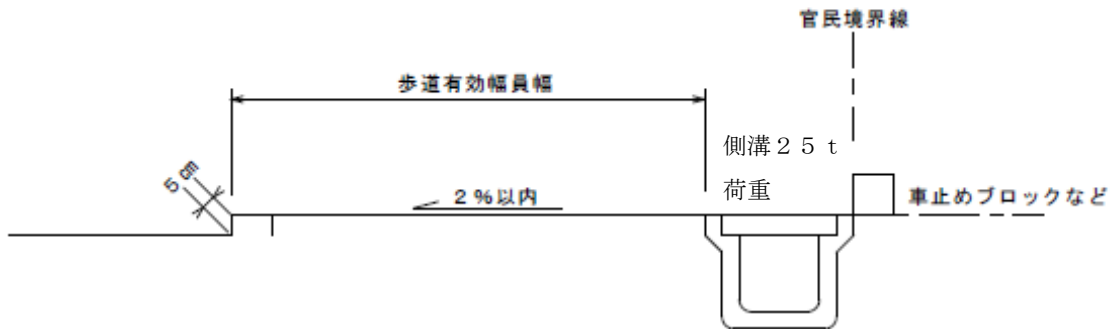


(二) マウンドアップ構造の歩道で、幅員が狭く、平坦部及び横断勾配の確保が困難な場合。



(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、車止めの設置を省略できる。
 民地との高低差が生じる場合は、民地側の地盤高やすり付けを工夫すること。
 既設側溝がある場合には切下げ後の流量確保など従前の機能・効果を損なわないよう留意すること。

a - a' 断面



b - b' 断面



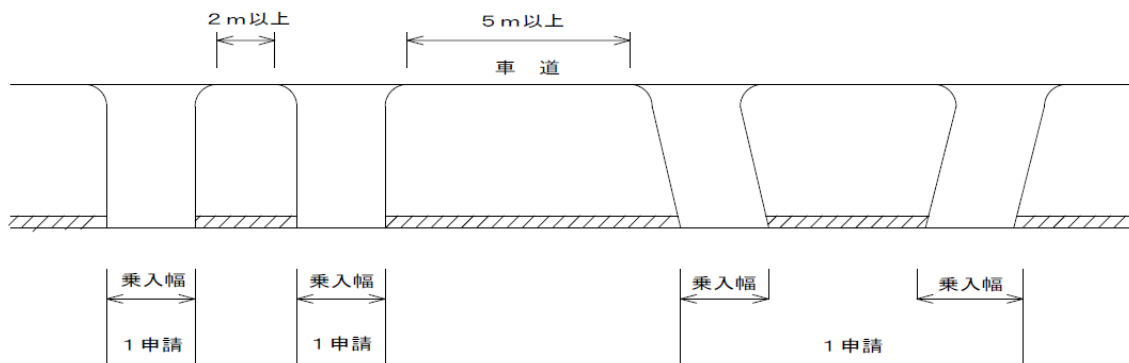
(ホ) 歩道の構造がフラット構造となる場合
 車道と歩道の高低差が無いものとして、(ロ) セミフラット構造の歩道に
 準じる。

7) 車両乗入れ部の間隔について

(イ) 隣接する車両乗入れ部の間隔は、出入りする自動車によって、本線車両の通行に支障とならないよう必要な長さを確保する。

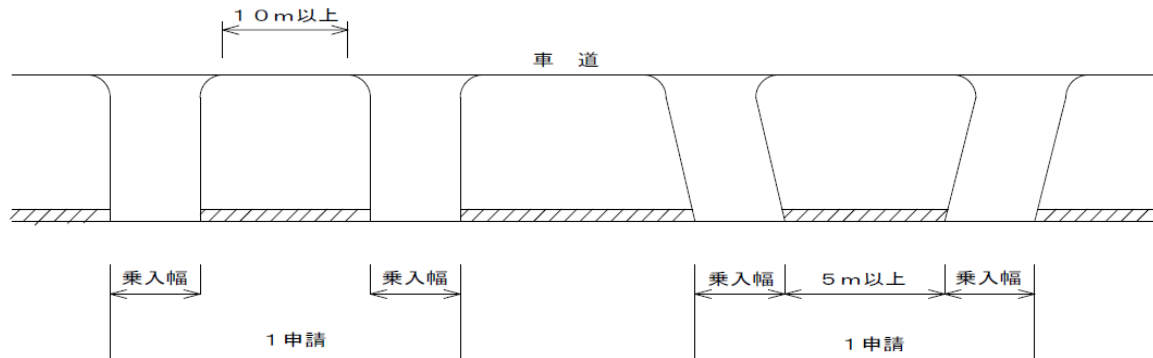
ただし、申請敷地の利用状況及び敷地間口の長さが十分でない等特殊な事情がある場合は、次のとおりとする。

特殊な事情がある場合に参考図

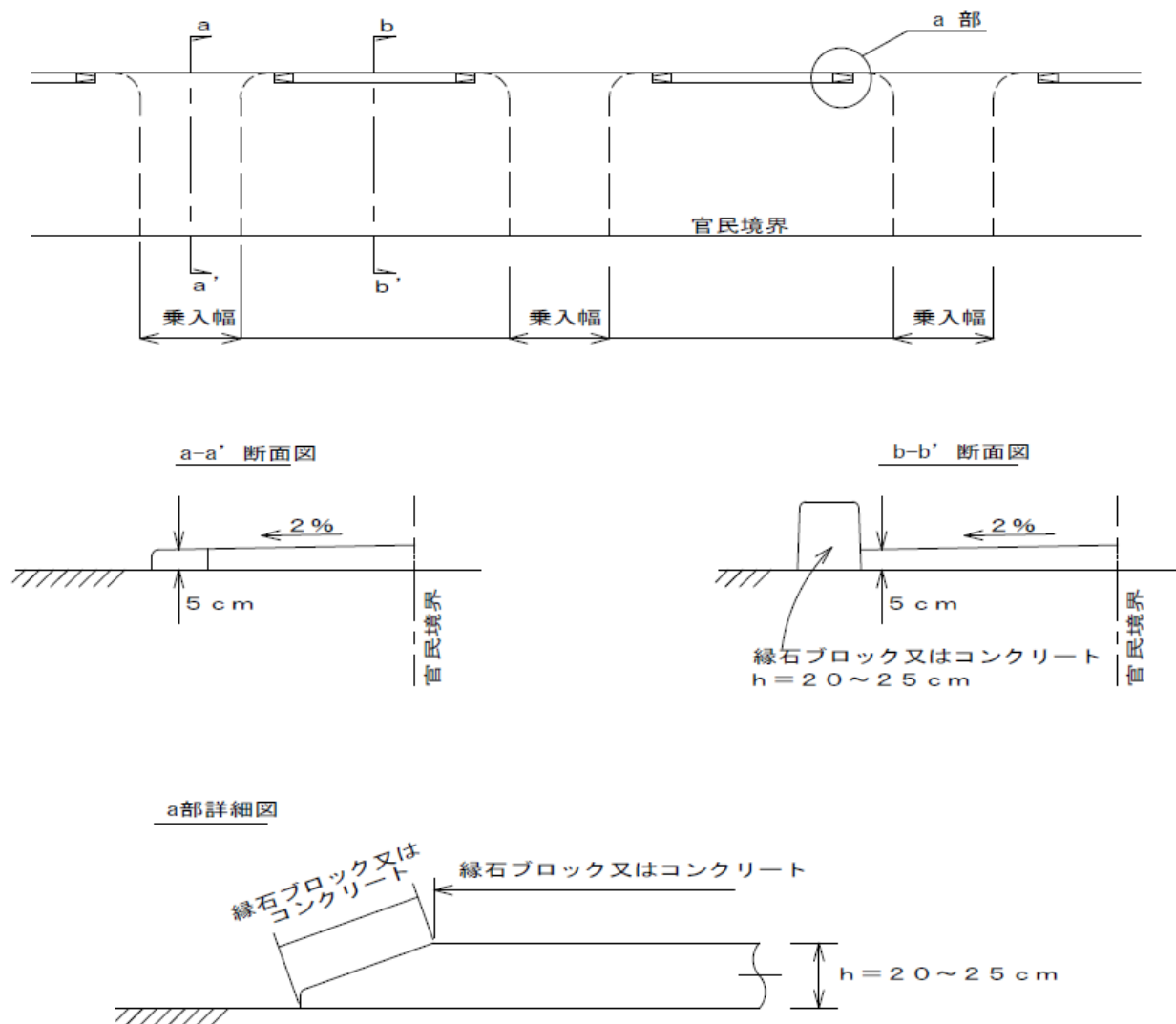


尚、1 申請について通路を2箇所設ける場合、A型通路にあつては車道端（外側線）で10 m以上、B型通路にあつては官民境界線で5 m以上の間隔をとるものとする。

1 申請で間隔を2箇所設ける場合の参考図



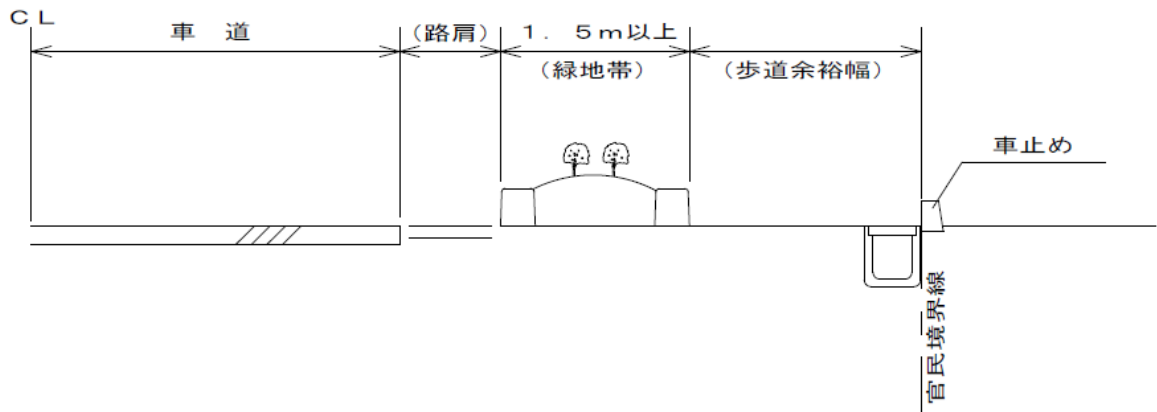
- (ロ) 通路等の申請において設けられる縦断勾配箇所の間隔が短くなる場合（いわゆる波打ち歩道）であって、車いす使用者等の通行に支障をきたす恐れがある場合には、当該通路の申請者と道路管理者が調整の上、一定区間において歩道路面を切下げる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



- (ハ) 交差道路（総幅員 7 m 未満の取付道路をいう。）と隣接する場合は、交差点の側端又は道路の曲がり角から原則として 2 m 以上の間隔をとること。

(4) 緑地帯等の設置

- 1) 通路部以外の箇所を盛土及び切土する場合、通路部以外の道路敷地は可能なかぎり、緑地帯を設けるものとする。
- 2) 歩道計画のある箇所については、歩道余裕幅を官民境界に沿って確保するものとする。
- 3) 路肩の幅員は、前後の幅員を考慮し決するものとする。
- 4) 民地側と、官地側の地盤高が面一になる場合は、出入口部を除き、官民境界線に沿って民地側に車止めを設置するよう指導するものとする。



- 5) 車両乗入部から車両乗入部以外の歩道へ車両の進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じ車止等施設により交通安全対策を実施するよう努めるものとする。

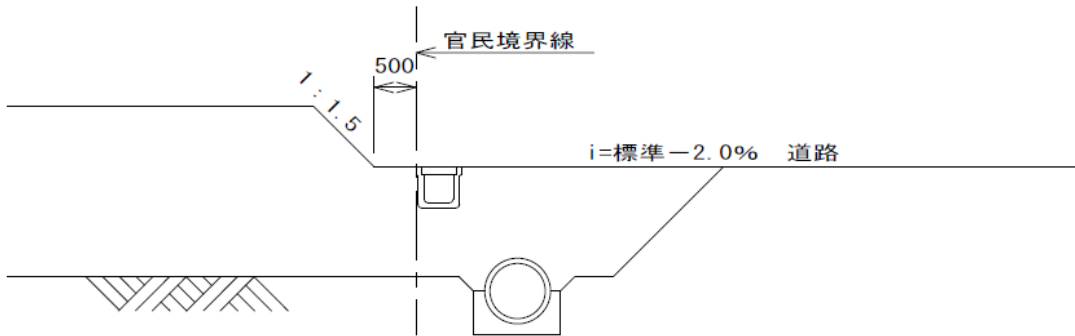
2. 車両乗入れ部以外について

(1) 一般施工

- 1) 民地の切土、盛土の施工高は、その目的によって決められるものでありその法尻が民地内に納まるようにするものとする。
- 2) 官地部分の施工高及び縦断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案して決めること。
- 3) 盛土材料は良質土をもって盛土すること。
- 4) 官地部分の切土によって発生する土砂は、当局の指示する直轄工事箇所もしくは地方公共団体等の事業箇所に処分すること。ただし、不良土で盛土に利用できない場合は、別に指示し処分すること。

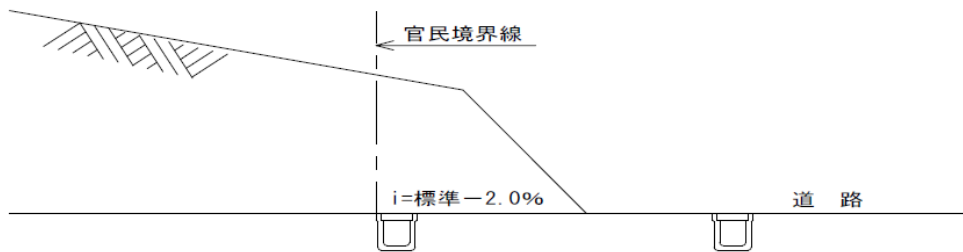
5) 盛土の場合

埋立部分の末端が段落ちになる場合、承認工事の施工によって一般交通に危険が生じる場合は、安全施設を設置すること。



切土の場合

民地の切土法面の崩落あるいは落石により、道路に危険が及ばないように措置すること。



(2) 埋設物の処理

- 1) 盛土によって在来の用水機能を埋設する場合は、十分な断面と強度を有する構造物（管渠、函渠等）の新設又は補強を行うこと。
- 2) 構造物の埋設延長が、20mを超える場合は、延長 15~20m毎に、清掃用のマンホールを設けること。設置位置は既設マンホール等に位置を考慮して決めること。
- 3) 構造物を新設する場合は、前後の接続等を考慮して、敷高を決めること。

(3) 側溝の設置

- 1) 官民境界線の官地側にコンクリート側溝（U型、L型等）を設置すること。側溝の種類、構造、勾配等については、道路管理者が決める。ただし、既設の側溝があり、二十構造になるなど管理上不都合な場合は設置しなくて良い。
- 2) 道路用地以外の雨水等は、原則として路面配水施設に流入させない。

(4) 官民境界杭の設置

官民境界沿いにコンクリート側溝等を設置した場合でも、境界杭、境界プレートを設置する。

※工事により既存の境界杭を一時撤去する場倍には、必ず担当出張所に連絡のうえ、担当職員の立会いのもと杭の座標値を管理し撤去、復旧すること。

・道路工事施工承認申請

施工承認工事にあたっては、事前に道路管理者（担当出張所）と打合せのうえ必要書類を揃え提出し申請を行ってください。

申請書類一覧

(1) 道路工事施工承認申請書

(2) 工事理由書

(3) 工事仕様書（数量集計表）

工事の種別・細別・数量等を記入したもの。ただし金額は省略する。

(4) 同意書

第三者との間に利害関係が生じる場合は、当該第三者の同意書又は他の法令による許可等を必要とする場合は所管行政庁の許可書の写しを添付してください。ただし申請人が土地所有者でない場合は、

土地所有者全員の申請に関する同意書を添付すること。

(5) 確約書、誓約書

承認申請に対し確約又は誓約する事項がある場合添付する。又、道路管理者から確約、誓約事項を受けた場合も併せて添付する。

(6) 交通処理計画書

乗入口の設置に伴い、一般交通に生じる恐れがあると考えられる場合は、必要な施設対策を検討するため、交通処理計画書（敷地・店舗等図面・予想される交通量・ピーク時交通量・本線交通量等をしたもの）を提出するものとする。

(7) 添付書類

1. 位置図 S = 1 : 50,000 又は S = 1 : 25,000（住宅地図可）
2. 現況平面図 S = 1 : 500 程度
3. 計画平面図 S = 1 : 500 程度（計画は朱書きとすること）
4. 計画縦横断図 S = 1 : 100 程度
5. 構造図 S = 1 : 50 程度
6. 計画配置図 S = 1 : 500 程度（建築図・計画平面図等、兼用可）
7. 施工面積計算書 S = 1 : 500 程度（三斜又はヘロンにより記入）
8. 保安施設設置図（東北整備局保安施設設置基準により計画すること）
9. 公図（写し）
10. 登記簿（土地所有者の確認のため）
11. 現況写真（少なくとも3方向、基点、終点、正面）
12. その他・軌跡図

※添付書類は2部提出してください。

道路工事施工承認申請書 記入例

(申請用) **記入例** 道路工事施工承認申請書

道路管理者 平成〇年〇月〇日
 東北地方整備局長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇
 住所 宮城県大崎市鳴子温泉字石ノ梅〇〇〇
 氏名 大崎株式会社 代表取締役 大崎太郎 印
 担当者 大崎四郎
 TEL 0229-〇〇-〇〇〇〇

道路法24条の規定により、道路工事施工承認を申請します。

施工目的	〇〇新築工事における車両出入口の設置		
施工場所	路線名	47号 上り	歩道 その他 ()
	場所	宮城県大崎市鳴子温泉〇〇〇 地先	
工事概要	工事種別	施工数量	
	乗入工(舗装工)	〇〇〇.〇〇㎡	
	歩車道境界ブロック設置工	〇〇.〇m	
	L型側溝工	〇〇.〇m	
	側溝工	〇〇.〇m	
工事の期間	平成 年 月 日から	日間	
	平成 年 月 日まで		
施工方法	直営・請負		
	施工業者住所 宮城県仙台市〇〇〇		
	業者名 仙台株式会社		
	担当者 仙台太郎 連絡先 022-〇〇〇-〇〇〇〇		
添付書類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図(写)、求積表、誓約書 同意書、現況写真、その他()		
備考			

記載要領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。(申請者押印)
- 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹等移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「工事の期間」の欄には工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。
 ・位置図は1/50,000程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/1,000程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。
- その他必要な事項については「備考」欄に記載すること。
 例)概算工事費、道路の状況、道路区域の変更の有無等

申請者
 担当者は工事内容等の打合せ連絡が取れる方を記入

代表概要を記入し別紙数量内訳書を添付してください

工期内に終了しない場合(工期延期申請書)を提出していただくため、余裕のある工期を取ってください。

施工業者は、建築施工業者と乗入施工業者が違う場合、乗入施工

分からないことや不明な点がございましたら下記に問い合わせください。

仙台河川国道事務所
 鳴子国道維持出張所
 管理第一係

TEL : 0229-84-7575